

平成 29 年 9 月

福祉用具貸与事業所 各位

株式会社松永製作所
岐阜県養老郡養老町大場 484
TEL.0584-35-1180

「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について（通知）」について

拝啓 時下ますますのご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 8 月 25 日付で厚生労働省より発表されました通知により、平成 29 年 10 月の貸与分（11 月の介護給付費請求分）から介護給付費明細書に TAIS コードまたは福祉用具届出コードが必要になります。なお、TAIS コードまたは福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については各国民健康保険団体連合会の審査において返戻するとのこととです。

これに伴いまして、弊社では現在（平成 29 年 9 月 1 日）TAIS コードを取得していない商品に関しまして、お客様からの申請に応じて福祉用具届出コードを随時取得してまいります。取得手続きをご希望のお取引様におきましては、下記必要書類をご準備いただき弊社までお申し付け下さい。

敬具

記

1、 必要書類

- ① 「介護給付費請求・明細書 様式第二 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書」（添付資料をご参照ください）
※被保険者に関する部分は個人情報のため、黒く塗りつぶす等の対応をお願い致します。
- ② ①に対する「用具の名称」、「型番」をご記載いただいた資料（別用紙に一覧で纏めていただく等）
※製品の画像を撮っていただくお願いをすることがございます。

2、 資料郵送先・送付先

〒503-1272 岐阜県養老郡養老町大場 484
株式会社 松永製作所 まで
または、info@matsunaga-w.co.jp まで

※封書の場合は表面に「福祉用具届出コード取得希望」とご明記ください。

※メールの場合は件名に「福祉用具届出コード取得希望」とご記載ください。

3、 期限

平成 29 年 9 月 20 日（必着）

期日までに揃わない場合、登録が間に合わない場合があります。

<お問い合わせ先>

株式会社松永製作所 営業部 法人販売課 担当営業まで TEL.0584-35-1180

以上